

西郷村の人口及世帯数
(48. 9. 1 現在)

| | |
|-------|--------|
| 世帯数 | 2,401 |
| 人口 | 10,591 |
| 男 | 女 |
| 5,245 | 5,346 |



発行日 昭和48年10月5日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)

編集発行
企画開発課

印刷所
ワタベ印刷所

金丸建設大臣来村



〈甲子峠にて国道289号の現況と計画立案を説明する福島県道路建設課長と西郷村長〉

国道二八九号線の早期着工に努力

甲子峠の整備進む

去る九月八日、金丸建設大臣は県南地方の道路事情把握の為に来村、特に国道二八九号線の改良整備について現地視察が西郷村長の案内で行なわれました。

本路線はすでに御承知の通り昭和四十五年に国道二八九号線(新潟県吉田〜本県勿来間)として編入されましたが甲子峠の交通不能区間は解消されないまま今日に至っている路線でありますので近年表日本と裏日本を結ぶ東北南部横断道路として期待される処多く、近く開通する東北縦貫自動車道及び国道四号線に直結し国道六号線、同一一八号線等と接続して本地域の森林、地下資源活用と、産業開発上極めて重要な路線であり、而も白河インターの設置により首都圏への至近距離となり本村の甲子高原地域の観光開発には飛躍的な発展が期待できるものでありますので村当局はあらゆる機会を捕え甲子峠の改良完遂に努力して参りましたが、この度の金丸建設大臣自ずからの現地調査は、かかる観点から誠に意義深いものであり、早期着工を念願するものであります。

白河地方のトップレベルに達す

第七回畜産共進会

去る八月三十一日、第七回西郷村畜産共進会が、折口原の村有地で開かれまし

た。出陳頭数は、乳用牛三十三頭、肉用牛三十三頭、豚(ランドレース)二十頭、ハンプシャー(四頭)計九十三頭、白河家畜保健衛生所長ほか十四名の審査員によって厳正な審査の結果、別表のような受賞牛がぎま

りま



乳牛の部 第5部 優等賞受賞牛

講評

白河家畜保健衛生所長 小沼 守

各部とも月令に応じた發育、乳用牛の特質を充分に備え、日頃の管理が概ね良好であることは同慶の至り

です。しかし、中には發育ステージに応じた腸腹の張り、肢蹄の強健さに欠くものが散見されましたので、この点については充分留意されることを望みます。又、経産牛の部で乳器の附着のゆるいもの、乳頭の向の好ましくないもの、容積形状で稍々難のあるものがあり、これら改良の為に同一系統の種雄牛、特に血量において近親交配になるが如きは厳にさげ、欠点の改良に良い種雄牛を研究探索して交配することが肝要と思います。

回数を重ねる度に肥育技術の向上が顕著に現われ肥育牛として申し分なく管理されており、現在の肥育技術から見た場合白河地方のトップレベルに達しておることは慶びに堪えません。審査の結果一部を除いては充分完成されておりまして、肥育の基礎は素牛の選定がその基調となるのでありますから充分に素牛の選定には今後共に留意されることを願います。また、肥育の管理は下痢をさせないこと、余分な脂肪をつかせないこと、背、腰、ももに肉を充分につかせながらしかも、しもふり肉に育てるよう努力することが大切

肉用牛の部

です。

西郷村畜産共進会受賞一覧表

| 項目 | 区分 | 等級 | 氏名 | 部落 | 項目 | 区分 | 等級 | 氏名 | 部落 |
|-----------------------------|------|-----|-------|-------|---------|-------|-----|-------|------|
| 乳牛 第1部 (6ヶ月~15ヶ月未満) | 牛 | 優等賞 | 細矢正吉 | 報徳 | 肉用牛 第4部 | 牛 | 2等賞 | 真船正次 | 真船 |
| | | 1等賞 | 柴山正二 | " | | | 2等賞 | 近藤芳喜 | 下羽太 |
| | | 1等賞 | 星栄喜 | " | | | 優等賞 | 高久徳智 | 鶴生 |
| | | 2等賞 | 真船仁志 | 真船 | | | 1等賞 | 伊藤和雄 | 下羽太 |
| | | 2等賞 | 五十嵐貢 | 虫笠 | | | 1等賞 | 高久徳智 | 鶴生 |
| | | 2等賞 | 渡辺政良 | 報徳 | | | 1等賞 | 荒井三奈男 | 赤坂 |
| 乳牛 第2部 (12ヶ月~18ヶ月未満) | 牛 | 優等賞 | 高田貞雄 | 後原徳 | 2等賞 | 佐藤秀雄 | 下羽太 | | |
| | | 2等賞 | 滝辺富蔵 | " | 2等賞 | 海老名武雄 | 中羽太 | | |
| 乳牛 第3部 (18ヶ月~30ヶ月未満の未經産) | 牛 | 優等賞 | 遠藤喜一 | " | 2等賞 | 鈴木幸雄 | 柏野 | | |
| | | 1等賞 | 後藤源一 | " | 2等賞 | 海老名武雄 | 中羽太 | | |
| 乳牛 第4部 (48ヶ月未満の経産牛) | 牛 | 2等賞 | 大倉美義 | 虫笠 | 2等賞 | 和知ウメ | 柏野 | | |
| | | 2等賞 | 加須我茂 | 真船 | 豚の部 第1部 | 豚 | 優等賞 | 大倉操 | 虫笠 |
| 優等賞 | 本間正義 | 報徳 | 1等賞 | 菊池喜一 | | | 折口原 | | |
| 1等賞 | 前田耕助 | 米 | 1等賞 | 近藤武郎 | | | 上羽太 | | |
| 1等賞 | 鈴木新栄 | 報徳 | 1等賞 | 石井美治郎 | | | 下羽太 | | |
| 2等賞 | 山本重男 | 折口原 | 2等賞 | 菊池喜一 | | | 折口原 | | |
| 2等賞 | 鈴木稔 | 山下 | 2等賞 | 真船真 | | | 真船 | | |
| 乳牛 第5部 (48ヶ月以上) | 牛 | 優等賞 | 鈴木新栄 | 報徳 | 2等賞 | 緑川忠夫 | 下羽太 | | |
| | | 1等賞 | 松田信一 | " | 2等賞 | 近藤惣次 | 上羽太 | | |
| 肉用牛 第2部 | 牛 | 1等賞 | 石井勝衛 | 倉徳 | 2等賞 | 鈴木光衛 | " | | |
| | | 2等賞 | 独古比佐雄 | 熊報 | 優等賞 | 菊池喜一 | 折口原 | | |
| 肉用牛 第3部 | 牛 | 2等賞 | 鈴木清一 | 長坂 | 1等賞 | " | " | | |
| | | 優等賞 | 菊川栄作 | 馬場坂 | 2等賞 | 若林義勝 | 上羽太 | | |
| 優良農家(乳用牛) | 牛 | 1等賞 | 添田恭弘 | 高助 | 優良農家(豚) | | | 浅野衛 | 報徳 |
| | | 1等賞 | 真船止次 | 真船 | " (豚) | | | 会沢清夫 | 米 |
| 多産牛 | 牛 | 1等賞 | 高久多喜代 | 高助 | 多産牛 | | | 鈴木新栄 | 由井ヶ原 |
| | | 1等賞 | 近藤芳喜 | 下羽太 | " | | | 八島時弥 | 報徳 |
| " | 牛 | 2等賞 | 和知勇 | " | " | | | 五十嵐貢 | 虫笠 |
| | | 2等賞 | 和知勇 | " | " | | | 山本重男 | 折口原 |

豚の部

総体的に発育良好で体の伸び、資質の向上が認められ、しかも種雌豚、種牡豚とも血統的に吟味された優秀なものが導入され改良に努力されており敬意を表します。

今後、繁殖種豚として改良すべきことは、背線の強さ、脇の張り、肢蹄の強さ、後軀の充実等にあると思いますので運動を充分に行い種雄豚の選定はよく研究して戴きたいと思ひます。

尚、ランドレースはベロコンタイプ、ハンブシャーはミートタイプであり、それぞれ品種の特徴、特質があります。その特徴、特質を充分に生かすように心掛けて下さい。今後ミートタイプはデュロック、或いはスポテット等の導入がなされると思ひますが、新品種の導入の場合には充分に勉強してから導入して戴きたいと思ひます。

以上概括的に各部の審査において感じた所見を申し述べて講評と致します。最後に西郷村の畜産発展を祈念し擱筆致します。



盛会だった敬老会

第二回 西郷村老人福祉大会

九月十五日は敬老の日です。昭和四十二年、この日が祝日として制定されて今年で八年目を迎え、年々この日が意義深いものとなってきました。

村ではこの日を記念して毎年催しや記念品を贈ってききましたが今年はお年寄りや各区分長さんなどのお骨折りで先月十九日熊倉小学校の体育館で行なわれまして。また新しい役場を見たいとの声もあったので開会前に役場をご案内しまし

た。

当日は婦人会々員による踊り、鹿島秀月一行による浪曲、漫才などがくりひろげられ、「おじいちゃん」「おばあちゃん」は大喜びでした。特別老人ホームには村長が出向いてお菓子と記念品を贈りました。

今年はお年寄りは七十才以上のお年寄りは六百六十人、そのうち八十才以上の高令者は特老ホーム（やまぶき荘）窪田留之進（97才）等百四十七人でした。



＜村長さんより 敬老年金をうける おばあちゃん＞



＜婦人会々員による アトラクション＞

満七十五才以上の方々には敬老年金などが送られました。村内の八十八才以上の高令者は次の十三人の方々です。

| 部落 | 氏名 | 年令 |
|-------|-------|----|
| やまぶき荘 | 窪田留之進 | 九七 |
| 上折口原 | 高田サヨ | 九五 |
| 長坂 | 鈴木ハナ | 九三 |
| やまぶき荘 | 佐藤ヨシ | 九二 |
| 追原 | 森フヨ | 九一 |
| 米 | 金沢サト | 九一 |
| 上折口原 | 高久キン | 九〇 |
| 柏野 | 大高スキ | 九〇 |
| 原中 | 関根カネ | 九〇 |
| 米 | 小針タミ | 九〇 |
| 谷地中 | 仁平トメ | 八九 |
| 下羽太 | 竹田ミノ | 八九 |
| 柏野 | 石井トリ | 八八 |

老いも若きも一緒 愉快だった村民登山大会



嬬さん、ご老人では七十才の方々まで村内各方面から職業もあらゆる職場から参加されて全く多彩な顔ぶれでした。

日頃遠くから眺めていた山はだを目の前に見、那須の煙の噴出の音まで聴いて感動しました。すがすがしい空気が、あたり一面咲き乱れるリンドウの紫のあざやかさ。縁の下からこぼれるしらたまの実の輝くばかりの白さ。一同感歎の声の連続でした。

西郷村民が毎日眺めている那須山、赤面山。四季の移りかわり、朝夕の変化、私たちの心にしみこんでいる。したわしくもうるわしい山の姿です。

あそこの山道をふみ分けて、あの山頂に立ってみたい。誰しもが自然に抱くあこがれです。

村では、西郷山岳会が中心になって、昨年从那須赤面山村民大会を実施して今年はその第二回目です。

大会は九月二十三日秋分の日に行なわれました。参加者は七十四名、西郷山岳会の会員の若い人たちが役員、班長になり、看護班もつき万全の体制で出発しました。若い方ではお母さんと一緒の小学校一年生のお

実施の前には区長さんをおして参加者を募集しますから、来年は更に多くの方々が参加されるよう希望しています。



村議会報告 (第三回定例会より)

四十七年度決算など議決

九月二十六日から二十八日まで第三回定例会が開かれ、昭和四十七年度の決算、昭和四十八年度補正予算などが上提され、いずれも原案どおり可決されました。

○一般会計特別会計補正予算について

一般会計では八千二百八万九千円を補正致しまして総額九億三千六百二十八万三千円と致しました。

歳入では村税で二千九百十五万六千円です。これは村民税の個人分を調定致しました結果、補正増となりました。

次に地方交付税で普通交付税の八月算定分決定をみたので二千九十一万九千円の補正を行なうものです。

国庫補助金では熊倉・高助線の六百万円、下新田柏野線の五百五十万円が大きいものです。

県補助金では種々の増減がありますが、トータルで六百八十七万円の補正増となつています。

繰越金が三百三十一万円でありますが、決算の結果決定された四十七年度からの繰越金の増を今回補正したものです。

村債で土木債五百三十万円を補正しましたが、これ

は県営事業の村負担金の増額分を県の振興基金でまかなうものです。

歳出の方で大きなものは簡易水道会計へ六百三十九万六千円を繰出しておりますが、これは激増する本村の水道需要に備え、村内各地の水源調査及び工事の先行投資のための繰出金です。

次に衛生処理一部事務組合、観光一部事務組合の負担金として合計四百九十三万円を補正しています。

高速関連土地改良事業で一千五百五十四万二千円の補正で、米地区の水路舗装、暗渠排水、耕土搬入のためのものであります。

土木費では県営事業負担金を六百二十九万四千円を追加し、更に道路維持費として九百五十万円の補正です。道路新設改良費では、一千百三十万三千円の補正増となつていますが、これは追原羽鳥線の大幅計画変更、熊倉・高助線、下新田柏野線の国庫補助事業の予算化がその主なものです。

消防施設では長坂の防火用水池の改修、上新田消防詰所の村道が土上げにもなう改修で二百六十三万四千円を計上しています。

特別会計の補正は四十七年度の決算による繰越金の補正と軽微な調整がその主なものですが、簡易水道会計では村内の水源調査費と計で四百三十九万六千円、国鉄横断パイプ埋設黒川線本管布設のため、四百四十八万円を計上しています。

以上が一般会計、特別会計の概要です。

○西郷村教育委員会委員選任について

西郷村教育委員会小針茂二氏は十月十日付をもって任期満了に伴い小針茂二氏の再任を求め、議決されました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任について
固定資産評価審査委員会委員鈴木茂三郎氏は九月三十日をもって任期満了に伴い同氏の再任を求め、議決されました。

○特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
これは村史編さん委員会条例化されておりませんが、今これを改正したものです。

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
これは用地交渉職員が非常に苦勞が多いので今回こ

れに特殊勤務手当を支給するよう処置及び防疫作業に従事した職員の手当の額をアップしたものです。

○国民健康保険条例の一部改正について
これは老人医療費支給制度が法制化されましたのでこれに伴う改正です。

○字の区域の変更について
これは黒川地区の高速関連圃場整備に伴い字区域を変更する必要が生じたため提案いたしましたものです。

○昭和三十八年度施工非補助事業追原線舗装工事請負契約について

これは一千万円以上の工事となり、条例で定めるところにより議決を求めたものです。

○四十七年度決算について
昭和四十七年度の決算は監査委員の意見書を議会に提案され、原案どおり承認されました。

四十七年度は全国的に見て公共投資の増強に努めた年であり、また社会福祉の飛躍的増強の計られた年でした。

西郷村におきましては、このような全国的傾向に加えて、激増する行政需要と庁舎建設という大きな事業が完成した年です。このため事業達成のための財源確保については、財政調整積立基金のとりくみをはじめ補助金の獲得融資等、あらゆる手段を講じて努力致し、ほぼ目標を達成することができたものと思われま

す。

反面社会情勢の激変による将来の財政展望とこれが対応を充分配慮し健全財政の確保に努めました。

これを総合した結果、一般会計においては歳入で前年度比二十五%増の七億七千六百万を計上、八百六十七万円となったものです。

これを歳入についてみると、税収で三十六・五%のびを示しており、地方交付税では十一・八%のびに当りました。分担金及び負担金で七十%のびを示しましたのは、非補助事業農道舗装工事分担金六千四百万円が大きく響いております。また繰入金二千二百万円を越えましたのは、庁舎建設のための財政調整積立基金繰入金とその主なものです。

歳出につき、性質別分類でこれをみますと人件費は前年度比二十三・六%、物件費二十七・六%のびです。物件費の中では新庁舎の備品購入が本年度の特別のものであります。

扶助費で二百五十七%のびは老人医療費、児童手当がその大部分です。また公債費の一般財源に占める比率の限度まではまだかなりの余裕を示しています。

また、投資的経費は決算額全体の五十六%を占めており、前年度比二十六%のびです。以上が一般会計の決算の概要です。

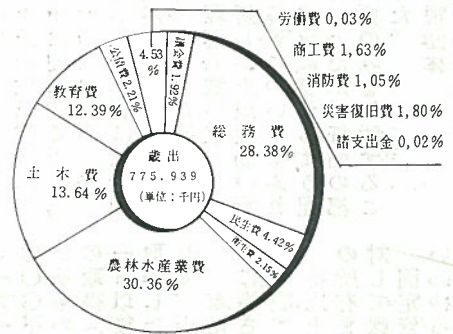
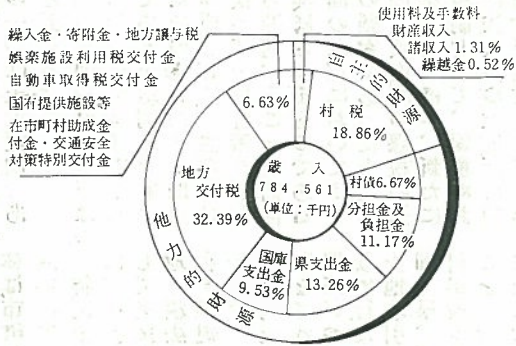
なお詳細については、グラフ、表を参考にして下さい。

い。

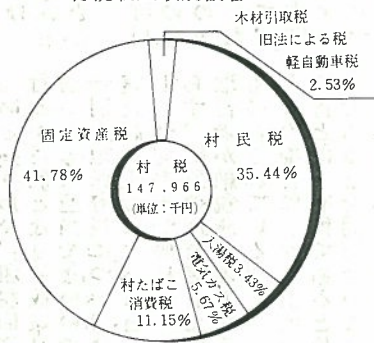
昭和47年度 西郷村 一般会計決算内訳表

| 内訳 | 会計名 | 一般会計 | | | | | |
|-----|-----|-------------|-------------|--------|------------|------------|------------|
| | | 一般会計 | 国民健康保険計 | 直営診療会計 | 簡易水道会計 | 有線放送会計 | 中通り簡易水道会計 |
| 歳入 | | 784,561,112 | 109,825,937 | 36,614 | 21,257,840 | 25,854,109 | 34,039,512 |
| 歳出 | | 775,939,913 | 109,207,979 | 3,300 | 15,331,563 | 22,456,614 | 32,495,000 |
| 差引額 | | 8,621,199 | 617,958 | 33,314 | 5,926,277 | 3,397,495 | 1,544,512 |

一般会計款別割合



村税収入項別割合



一般会計歳出性質の割合



村道舗装工事入札執行

(下新田・柏野線・他六線)

村民期待の村道舗装に... 願ひ致します。

着手しておりましたが、今... 一回の入札を執行し近く着工する予定であります。

第二回の入札は十月中旬... 農繁期で道路使用も多いこ

| 歳入の部 | | 歳出の部 | |
|--------------------|-------------|----------|-------------|
| 款 | 収入済額 | 款 | 支出済額 |
| 1.村 | 147,966,257 | 1.議会費 | 14,911,039 |
| 2.地方譲与税 | 5,352,000 | 2.総務費 | 220,217,319 |
| 3.娯楽施設利用税交付金 | 7,826,774 | 3.民生費 | 34,280,140 |
| 4.自動車取得税交付金 | 6,538,000 | 4.衛生費 | 16,704,720 |
| 5.国有提供施設所在市町村助成交付金 | 2,272,000 | 5.労働費 | 237,076 |
| 6.地方交付税 | 254,117,000 | 6.農林水産業費 | 235,540,494 |
| 7.交通安全対策特別交付金 | 530,000 | 7.商工費 | 12,613,184 |
| 8.分担金及び負担金 | 87,668,573 | 8.土木費 | 105,812,914 |
| 9.使用料及び手数料 | 4,494,140 | 9.消防費 | 8,154,536 |
| 10.国庫支出金 | 74,750,963 | 10.教育費 | 163,828 |
| 11.県支出金 | 104,033,358 | 11.災害復旧費 | 13,970,000 |
| 12.財産収入 | 2,402,495 | 12.公債費 | 17,190,663 |
| 13.寄付金 | 7,095,966 | 13.諸支出金 | 144,000 |
| 14.繰入金 | 22,345,000 | 14.予備費 | 0 |
| 15.繰越金 | 4,090,456 | 歳出合計 | 775,939,913 |
| 16.諸収入 | 3,378,130 | | |
| 17.村債 | 49,700,000 | | |
| 歳入合計 | 784,561,112 | | |

- 中羽太線舗装工事 三七一米
- 原中下線舗装工事 KK共栄工務店 九三九米
- 下新田・柏野線特に舗装 九三二米
- 追原線舗装工事 県南土建 KK 九二〇米
- 下原線舗装工事 県南土建 KK 六五六米
- 小林土木 KK
- 計 七路線 五〇二二米
- 長坂線舗装工事 三金興業 KK 五八九米
- 上野田線舗装工事 三金興業 KK 六一五米
- 世紀建設 KK

昭和四十八年度税制改正の柱の一つは土地税制であったと云える。

今回の土地税制の改正は現在の社会経済問題の中心課題である土地問題を解決するための総合的な土地政策の一環として、他の政策と相俟って土地政策を税制面から推進することを期待して実施されるものである。

今回の改正においては、永年の懸案であった土地に係る固定資産税の課税の適正化を行なうほか、新たに政策税制として、国税においては法人等の土地譲渡益重課制度が創設され、あわせて地方税においても特別土地保有税が創設されたものであり、二つの税制は組み合わされて相互に補完的に働らぎつつ、一方で土地投機の抑制を図るとともに他方で土地の供給促進についても十分配慮することとされたものである。

特別土地保有税は他の制度と関連するところが多く税法を一読しただけではなかなか理解し難い点が多いので、新しい土地税制の背景や経緯等についてもふれ村民の理解に資するよう配慮したかったが、紙面の都合で主要のみを解説することとした。

一、課税団体 (要旨)

特別土地保有税の課税団体は市町村である。

(解説)

特別土地保有税については、市町村の法定普通税として実施されることとなり地方税法に「特別土地保有税」が規定されることとなった。

特別土地保有税が市町村税とされたのは、土地の売買がいつ、どこで、どのように行なわれたかと言った土地取引の情報について、国、県、市町村のうち市町村が最も速やかに把握することができると考えられたことによるものである。

二、納税義務者

(要旨)

特別土地保有税は、土地(昭和四十四年一月一日以後に取得された土地で、毎年一月一日現在において五〇〇〇平方メートル以上所有しているものに限る)また土地の取得(昭和四十八年七月一日以後五〇〇〇平方メートル取得したものに限る)に対して、土地の所有者

または取得者に課されるものである。

(解説)

特別土地保有税は、土地の所有または土地の取得に対して課税される。

固定資産税については、いわゆる台帳課税主義を採用しており、賦課期日である

一月一日現在の台帳上の事実に基づいて課税が行なわれているが、特別土地保有税についてはこの方式を採用すると所有権移転登記の省略という形で、租税回避行為が可能となり、政策目的からして適当でないのでは、特別土地保有税については、実質課税主義によることとし、登記の有無等にかかわらず、実質の所有者または取得者が納税義務者となるものとされている。

この場合における土地の取得とは、有償であると無償であると問わないこととされている。

特別土地保有税とは

とされており、また、その原因が売買、交換、贈与、寄附等の別を問わないものとされている。

周知のとおり、昭和四十四年度の土地税制の改正により個人保有土地にかかる長期譲渡所得の分離軽減および短期譲渡所得の分離重税という制度が設けられ、個人からその保有する土地が相当放出されたことは、土地供給の実績等から明らかである。しかし、個人から放出された土地が法人によって取得され、また投機的に留保されて、最終的な供給増加となっていない場

合が少なくないという批判がなされており、これが昭和四十八年度の土地税制の実施の一つの動因である。その意味で、昭和四十八年度の土地税制の改正は、昭和四十四年のその補完的な色彩を持っているといえる。このような観点から、昭和四十四年一月一日以降に取引が行なわれた土地に限定して、特別土地保有税の課税の対象とすることとされたものである。

三、非課税

(要旨)

特別土地保有税の非課税に関する規定は、固定資産税または不動産取得税の非課税に関する規定を基本としており、したがって、固定資産税または不動産取得税が非課税とされた土地に対しては原則として非課税とされる。しかしながら特別土地対策の一環として国税における土地譲渡益に対する重課の措置とあわせて土地の投機抑制のために設けられた政策税制であるところから、これら従来の規定により非課税とされるもののほか特別の政策的観点から非課税規定が設けられている。すなわち地域開発

関係、農林漁業関係、中小企業関係、住宅関係、環境公害関係等において国の施策に基づき一定の事業の用に供する土地についてはその施策の適合性を図る見地からもこの税が課されないものとされているものである。

引の抑制効果を期待したためである。

(1) 購入した土地についてはその土地の購入の代価、購入手数料、その他土地の購入のために要した費用の額の合計

(2) 著しく低い価額、寄付、贈与等によって取得した場合、近傍の地価公示価格、近傍類似の取引価格等を総合的に考慮して判定される。

五、税率

(要旨)

特別土地保有税の税率は保有地については百分の一・四、取得については百分の三と定められたものである。

特別土地保有税の税率は土地に対して課する特別土地保有税にあっては百分の一・四、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては百分の三と定められている。

特別土地保有税の税率を定めるについては、この税が投機的な土地取引を抑制し、あわせて土地の仮需要の抑制に伴う土地の供給促進をはかるといふ創設の趣旨に合致する一方、課税地域を限定しない。一律的な課税をする税金で、未利用地税のように税率をあまり高くすることができない事情を勘案して、土地の管理費用を増加させることをねらいとして、税の態容が特

特別土地保有税の課税標準が取得価額とされたのは土地の取得価額が土地の実際の取得に要した費用であることから、これを課税標準とすることにより異状な地価形成の原因の一つである土地の管理費用を無視した過大な買値による土地取

別土地保有税に類似している固定資産税および不動産取得税の税率との関連を考慮して定められたものである。

六、申告納付

(要旨)

特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によるものとし、その納期限は次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日とする。

(一)一月一日において、五〇〇〇平方以上の土地を所有するものは、その年の五月三十一日

(二)一月一日または七月一日前一年以内五〇〇〇平方メートル以上の土地を取得した者はそれぞれその年の二月末日または八月三十一日

(解説)

特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によらなければならないものとされている。

特別土地保有税と類似の性格を有している不動産取得税や固定資産税が賦課課税方式を採っているのに対し、特別土地保有税については申告納付方式を採用したの、次のような理由によるものである。

すなわち特別土地保有税の課税標準は、土地投機抑制という政策目的から土地の取得価額によることとされている。いうまでもなく、土地の取得価額は、納税義務者である土地の所有者等が第一義

的に知っているわけでありしたがって申告納付方式が特別土地保有税にもっともよく適していると判断されたものである。

七、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

(要旨)

過少申告加算金、不申告加算金および重加算金は、納税者の自主的な税額計算および納付を建前とする申告納付制度の秩序を維持するため罰則的な加算金であり、その違反の態様によりそれぞれ加算金を徴収しなければならないものである。

(解説)

申告書が提出期限までに提出された場合で、更正がされたとき、または、修正申告書が提出されたときは不足税額または修正申告によって増加した税額の五％に相当する金額を過少申告加算金として徴収する。

申告書がその提出期限後に提出された場合は決定された場合は納入すべき税額の一〇％を不申告加算金として徴収する。

過少申告加算金を徴収する場合において、納税者が課税標準となる取得額の一部を隠べし、または仮装した事実に基づいて申告書が提出されたときは、三〇％～三五％の重加算金を徴収する。

各課紹介

税務課

(カッコ内は本年度課税見込額)

税務課は地方税法で規定されている村県民税(約一億五千万円)固定資産税(約七千八百万円)法人村民税(約一千二百万円)軽自動車税(約三百五十万円)たばこ消費税(約一千九百万円)電気ガス税(約八百七十万円)入湯税(約四百八十万円)木材引取税

(十約万円)国民健康保険税(約五千三百万円)自動車重量税(約六百八十万円)ゴルフ税交付金(約一千六百万円)自動車取得税交付金(約四百七十万円)国有提供施設等所在市町村助成交付金(約二百三十万円)これらを合計すると約三億八千九百万円の税金を課税し徴収を行っている。本年七月から新たに、特別土地保有税が土地対策の一環として創設された、これらを加えると四億円以上の税金を取扱うこととなる。

課長 芳賀太計男

委員会合同相談会を開催

何でもお困りの方はどしどし申し出て下さい

行政管理庁では、行政相談制度について、広くみなさまの理解と認識を深めていただくため、全国一斉に十月十四日から十月二十日までの一週間を、「行政相談週間」と定め、この期間中、いろいろの行事を行なうことになりました。村においても行政相談委員、人権擁護委員、民生相談委員の合同相談所を開設することになりましたので、役所の仕事についての不平、不満のある方や、どうしてよいか手続きがわからない、あるいは廃棄物の処理などについて苦情のある方は、どしどしお申し下さい。なお相談はすべて秘密を厳守し、親切をモットーとしております。

日時 十月十七日(水) 午前十時より午後三時まで
場所 生活改善センター

税制全般の指揮 監督
管理係長 中村良一
諸交付金及び税制全般に関する管理事務に関すること。

固定資産係長 小松重吉
固定資産の評価及び土地台帳、家屋台帳等の保管管理に関すること。

税務課主査 鈴木昌夫
税務課主事補 渡辺文夫
木材引取税、特別土地保有税、国民健康保険税に関すること。

税務課主事補 高久孝雄
法人村民税 電気ガス税 入湯税 たばこ消費税及び課税調票等の整理保管に関すること。

税務課主事補 深谷栄次
軽自動車税に関すること
税務課主事補 水野由次
村民税普通徴収及び特別徴収に関すること。

税務課主事補 秋田勝雄
固定資産税に関すること
税務課嘱託 円谷和三郎
土地台帳及び家屋台帳整理に関すること。

税務課主事補 須藤愛子
税務証明に関すること。

納税でこの道

その橋

あの学校

豊かなくらしと住みよい社会をつくる郵便貯金
郵便貯金事業以来98年間、もっともみなさまから親しまれてきた郵便貯金は、みなさまの明るい豊かな家庭づくりに奉仕させていた

ため、安全で有利しかもお気軽にご利用できるよう努めているところ。しかも、郵便貯金は白河市にも七億余万円が融資され、学校、道路の建設及び上下水道の拡充など、あらゆる公共施設の建設資金として役立っているのです。もちろんいま建設中の東北縦貫自動車道や東北新幹線もそのな

のです。つまり郵便貯金は、わたくしたち自身の豊かなくらしと、住みよい社会づくりに大きな役割を果しているわけ。どうぞ、今後とも郵便貯金はあなた自身の手でお育てください。

(白河郵便局)

秋の防犯運動実施中

(1)秋は農作業にでたルス宅を狙うアキス狙いが多くなる時です。戸締まりは二重、三重にシッカリとしてから外出してください。秋はアキス犯人にとってはカセギどきですので、皆さんのご家庭でも被害にかからないよう充分気を付けてください。

(2)留守にするときは、隣り近所によく頼んで被害にからないように注意してください。お互いに助けあってルス宅の見廻り警戒をいたしましょう。

(3)カギのある生活、それはあなたの財産を守ります。お宅の防犯対策は大丈夫でしょうか。もう一度よくたしかめてください。

(4)自転車は防犯登録を必ずしてください。防犯登録をしないと、置き忘れたり盗難にあったときの持主がすぐ判ります。近くの自転車店で、百円で簡単にできます。防犯登録のない自転車は、いままさぐ登録してください。

(5)防犯登録をしてないため、持主の判らない自転車を、おおよそ二〇台位警察署で保管してあります。心あたりの方は警察署にご連絡してください。

(6)自転車を駐車させておくときは、キーをはずし、ドアーにはカギをかけてく

ださい。貴重品は車の中におかないでください。

(7)アキス狙いや犯罪の被害を受けたときは、現場をそのままにして、すぐ一〇番等で警察署に届出してください。また、近くにある防犯連絡所を良く知り、防犯のことは何でも相談してください。防犯連絡所は皆さんの防犯についての連絡責任者です。

(8)暴力は敵です。暴力行為、いやがらせ、迷惑行為などの被害を受けたら見つけたときは、すぐ一〇番で届出てください。また物もらい、押し売り等も地域ぐるみで町(部落)から追放しましょう。

△空巢シーズン▽



お出かけには 一声かけて カギかけて

新鋭急救車が西郷分署に配車

- ▽火災事故・直接火災に起因するものを対象とし、火災現場における事故。
- ▽風水害事故・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他異常現象に起因する事故。
- ▽水難事故・船舶の衝突、沈没及び転覆事故又は水中の溺者、遊技中の子供、酔者が誤って水中に転落した事故。
- ▽交通事故・すべての交通機関相互の衝突及び接触事故による事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したことの事故
- ▽労働災害事故・各種工場事業所、作業所及び工事現場等において就労中発生した労働関係の外傷又はガスの中毒、ケルリン病及び粉による疾病等内科的疾患等の事故、各種工場、事業所、工場現場で見学中又は通行中等が資材の落下により負傷又は発病したものの。
- ▽運動競技事故・運動競技中発生した事故 直接運動競技者及び関係者の負傷 審判員及び関係者の負傷 観覧中の者が直接運動競技用具で負傷した者。
- ▽一般負傷・一般負傷とは公衆集会所、街頭又は屋内で発生した負傷の事故
- ▽犯罪事故・明らかに犯罪による傷害等と認められる事故。
- ▽自損事故・自殺の目的で高所よりとび下り、河海及び交通機関等へとび込み等投身又はガス類の使用若しくは服毒等の自損行為による事故。
- ▽急病とは・公衆集会所及び街頭等で発生した急病



たもの。

▽労働災害事故・各種工場事業所、作業所及び工事現場等において就労中発生した労働関係の外傷又はガスの中毒、ケルリン病及び粉による疾病等内科的疾患等の事故、各種工場、事業所、工場現場で見学中又は通行中等が資材の落下により負傷又は発病したものの。

▽運動競技事故・運動競技中発生した事故 直接運動競技者及び関係者の負傷 審判員及び関係者の負傷 観覧中の者が直接運動競技用具で負傷した者。

▽一般負傷・一般負傷とは公衆集会所、街頭又は屋内で発生した負傷の事故

▽犯罪事故・明らかに犯罪による傷害等と認められる事故。

▽自損事故・自殺の目的で高所よりとび下り、河海及び交通機関等へとび込み等投身又はガス類の使用若しくは服毒等の自損行為による事故。

▽急病とは・公衆集会所及び街頭等で発生した急病

職員募集

東北縦貫自動車道料金所

新日本道路サービス株式会社 (TEL03(209)(0441代)では東北自動車道白河(郡)山間・白石(仙台南間の11月開通予定に伴い次のように職員を募集します。

- ▽募集職種 料金収受員
- ▽勤務場所 白河インターチェンジ
- ▽採用条件 十八才以上く六十才までの男子

(六十才以上でも健康状態適性により特別選考のうえ嘱託として採用します)

※学歴、経験不問、身元確実、誠実、勤勉な方(停年

- 又はガス類による中毒、若しくは食中毒、異状分娩、腸捻転及び気通閉鎖等による事故で救急車で搬送しなければ生命に危険を及ぼすと認められる緊急の事故。
 - ▽その他の事故・前項にいづれも該当しない事故。
 - ※救急車を要請される場合場所と、怪儀の状態をくわしく知らせる!!
 - ※急病の場合病名又は患者の容態をくわしく知らせる!!
- 退職者、半農、半商の方も歓迎します)
- ▽勤務条件
- ・朝九時から翌朝九時までの一昼夜勤務を十二回(十三回標準とします)。
 - ・一昼夜勤務(二十四時間)の内容
- 直接料金徴収時間約十時間 待機及事務処理 約六時間 休憩 飯 眠 約八時間
- ・休日(週一回及国民祝日相当日数とする)。
 - ▽待遇
 - ・月額支給五万二千円(五万七千円程度)(諸手当含む)
 - ・昇給(年一回)
 - ・賞与(年二回)
 - ・交通費実費 月六千円まで支給
 - ※各種社会保険加入、制服制帽貸与
 - ▽附記
 - ・収受員のうち事務能力及部下統率能力のある者について料金所に収受長各三名程度を選考する。
 - ・収受長の待遇は収受員に比し約一万円増とする。
 - ※なお詳細については新日本道路株式会社、又は現場企画開発課まで問い合わせて下さい。

